

議案参考資料

[令和4年第4回定例会(12月)]

[担当課(室)係(担当)]

黒保根支所
市民生活課 市民サービス係

議案名

議案第 77 号 指定管理者の指定について(桐生市黒保根高齢者生活支援施設)

趣旨・目的

桐生市黒保根高齢者生活支援施設(「つつじの家」)の指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

概要

桐生市黒保根高齢者生活支援施設の設置及び管理に関する条例第 13 条の規定に基づき桐生市黒保根高齢者生活支援施設の管理を行わせるため、社会福祉法人泰和会を指定管理者として指定しようとするものです。

- 1 施設の名称 桐生市黒保根高齢者生活支援施設
- 2 指定する団体 桐生市黒保根町下田沢 2565 番地 1
社会福祉法人 ^{たいわかい} 泰和会
- 3 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
(5 年間)

背景・経過

桐生市黒保根高齢者生活支援施設は、平成 19 年 4 月に開設され、開所当初から社会福祉法人泰和会を指定管理者として選定し、現在に至っております。

現在の指定管理期間が、令和 5 年 3 月 31 日をもって満了となることから、次期指定管理者の選定に当たり公募により募集を行いました。基本方針、管理・運営状況・コスト等の項目において審議・評価を行ったところ、基準点を上回り、安定した福祉サービスの提供が可能な団体であるとの結論に至ったため、上記法人を指定管理者に指定するものです。